

天草市立天草小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月12日 策定

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「天草市立天草小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 本校のいじめ防止基本方針を年度開始時に保護者や地域住民に周知し、本校職員の内いじめ防止のための基本的な姿勢を示します。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがいの存在であるといった命の大切さを「特別の教科 道徳」や学級指導等教育活動全体の指導を通して育む。
- ④「いじめは決して許されないこと」という児童の認識を深めるようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教員に対して

- ①児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

- ②児童が自己実現を図れるように、児童主体の授業を日々行うことに努める。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育むために「特別の教科 道徳」や学級指導の充実を図る。
- ④「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑤児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求め、複数の目による状況の見立てを行うようにする。
- ⑨必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部の専門家の協力を得ながら対応する。
- ⑩特に、以下に該当する、あるいは該当すると考えられる児童に対しては、それぞれの状況に十分に配慮し、教職員が正しく理解して指導に当たる。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童
 - イ 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
 - ウ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童
 - エ 東日本大震災、熊本地震により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

(3) 学校全体として>

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑥「いじめ問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ⑦いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ⑧いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

(4) 保護者・地域に対して>

- ①児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、「特別の教科 道徳」の授業公開、PTA運営委員会、天草町版コミュニティースクール協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 未然防止のために・・・「居場所がある」

- ①一人一人の児童が安心で、安全で、学校に居場所があると思える学級、学校づくりに全職員で取り組む。

(2) 早期発見にむけて・・・「変化に気付く」

- ①児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。

- ②様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
 - ③アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (3) 相談ができる・・・「誰にでも」
- ①いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
 - ②いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
 - ③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
 - ④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- (4) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」
- ①教員が気付いたあるいは児童や保護者が相談があった場合、迅速に対応する。
「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
 - ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
 - ③いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
 - ④いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
 - ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
 - ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
 - ⑦加害児童への成長支援のための計画を策定し、長期的に関わっていくことを念頭に取り組み、保護者と連携しながら再発防止に努める。
 - ⑧発生内容、事実確認、対応等について情報の収集と記録、共有を確実に行う。

4 校内体制について

(1) いじめ防止委員会について

- ①校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付けるとともに情報集約担当者を校長は任命する。「いじめ防止委員会」の構成員は、校長、教頭、情報集約担当者、道徳教育推進教師、養護教諭とする。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ④「いじめ防止委員会」は、学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

(2) 学校評価について

学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。(PDCAサイクルの実行)

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

(1) 関係機関との連携協力

いじめの事実を確認した場合の天草市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、天草市教育委員会、天草教育事務所等関係各機関に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

(2) 地域間での取組

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、学校運営協議会、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態については以下の2項と定義する。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをさす。

(2) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、以下の4項と定義する。

①「児童が自殺を企図した場合」

②「身体に重大な被害を被った場合」

③「金品等に重大な被害を被った場合」

④「精神性の疾患を発症した場合」をさす。

(3) 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長の判断により迅速に調査に着手する。

(4) 重大事態発生時の連絡体制

最初に重大事態を認知した教職員→校長・教頭→天草市教育委員会

天草市教育委員会に速報を電話等で報告し、段階を追って事故報告にて報告を上げる。また、天草市教育委員会と合議の上、必要に応じて警察に通報する。

(5) 報道機関への対応について

報道機関への対応・接触については、天草市教育委員会、校長を通じて教職員が共通認識の元に行う。誤報や報道による偏見、人権侵害を未然に防止するためにも、児童とその保護者及び関係者のプライバシーと心身の安心・安全を第一に考え対応するようにする。

(6) 重大事態発生時の初動（主査）

①いじめ策委員会の招集（校長）

②天草市教育委員会への報告と連携（教頭）

③調査・事実の究明（生徒指導主任、その他いじめ対策委員会の役割分担による）

④警察・報道機関への通報・調整・連携（教頭）

平成28年3月	4日	一部改訂
平成28年8月	1日	追加
平成30年4月	1日	一部改訂
令和元年4月	1日	一部改訂
令和2年4月	1日	一部改訂
令和3年4月	1日	一部改訂